

<別表> 保護者負担軽減事業費補助金

区分	対象基準(世帯)	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 市民税所得割非課税世帯のひとり親世帯等(*)	37,100円	37,100円	37,100円
2	市民税所得割非課税世帯 (市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等(*)を含む。)	34,100円		
3	市民税所得割額が77,100円以下	32,700円	32,700円	
4	市民税所得割額が211,200円以下	32,700円	32,700円	36,500円
5	市民税所得割額が256,300円以下			35,900円
6	上記の所得割額を超える世帯			32,700円

*ひとり親世帯等…3ページ6表に該当する世帯

*対象経費である「その他納付金」とは、園則に定めがあり、保護者が毎年徴収されるもの。

但し、実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外。

(例) 施設維持管理費・冷暖房費・保健衛生費等

*補助金額は、市民税所得割額および園児の兄姉の状況により区分を決定します。

*市民税所得割額は、税額控除(調整控除を除く)適用前の額を算定基準とします。

世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。

*園児の兄姉の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。

- ① 小学1～3年生である
- ② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
- ③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
- ④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
- ⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である

※ 市民税の所得割額が77,100円以下の世帯は、兄姉の年齢制限はありません。

(生計を一にする者に限る)

※ 後期分(10月～3月分)からは、所得割額に関わらず、兄姉の年齢制限はなくなる予定です。

*政令指定都市から転入した方へ

地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成30年度から変更(道府県民税4%→2%、市民税6%→8%)となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割課税額・税額控除を用いて行います。